

2019年8月7日

## スターツだからできる不動産信託

不動産に特化した新たな信託を提案するシンポジウムに約300名来場

スターツ信託株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：渡邊貞夫）とスターツ証券株式会社（本社：東京都江戸川区、代表取締役社長：富岡良治）は、2019年8月4日、東京大学伊藤謝恩ホールにて、スターツシンポジウム 相続税法改正～資産承継が大きく変わる～を開催いたしました。

スターツ信託は、国内の不動産・建築業界初となる「不動産の信託」に特化した信託会社として、2009年に設立。建設・不動産・管理を基幹事業とするスターツグループを母体を持つ同社は、管理や運用の難しさから、従来の信託会社では取り扱うことが少なかった、住宅用不動産物件の商事信託に関するサービスを提供する信託会社です。さらにスターツ証券では、家族信託や遺言を取り扱っており、同グループは商事信託と家族信託をワンストップで提案しております。

シンポジウム当日は、約240名の個人オーナー様に加え、金融機関・士業様が約60名、計約300名がご来場。参加者からは『大変参考になった』との声を多数いただくことができ、皆さまにとって高い関心を持っていただくセミナーとなりました。

不動産を所有されている方の共通の悩みとして、相続の問題があり、それを解決するために『遺言』という手法が今まで活用されておりました。しかし、遺言は相続が発生しないと効力が発生しない等の課題が残ります。また近年は、長寿の時代となり認知症や長期入院という生前のリスクに対応することが必要になったことから、成年後見制度による備えを行ってきました。ただし、成年後見人の一定の行為には家庭裁判所の許可が必要であり、法律行為が制限されていることなどから、これらを一手に任せることができる不動産信託が注目されています。

これらの不動産オーナー様が抱える悩みに、スターツグループが持つ不動産経営のノウハウを活かした、独自の不動産信託の活用方法をご提案させていただいております。今後も不動産と相続についての問題解決のため個人オーナー様・金融機関への情報提供をまいりますので、ぜひお問い合わせください。



<本サービスに関するお問い合わせ先>

- ・スターツ信託株式会社 溝端 E-mail:shintaku@starts.co.jp TEL:03・6202・0116
- ・スターツ証券株式会社 田中嶋 E-mail:atsushi.tanakajima@starts.co.jp TEL:03・3686・5213

<本リリース・取材に関するお問い合わせ先>

- スターツコーポレーション株式会社 広報：根本
- E-mail:group-pr@starts.co.jp TEL:03・6202・0380(直) FAX:03・6202・0333